

令和4年2月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 令和4年3月8日(火) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 0時12分

場所 第2委員会室

出席委員 白土幸仁委員長
木下博信副委員長
山口京子委員、関根信明委員、小久保憲一委員、長峰宏芳委員、
岡村ゆり子委員、石川忠義委員、水村篤弘委員、木村勇夫委員、
橋詰昌児委員、西山淳次委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
山崎達也福祉部長、金子直史地域包括ケア局長、和泉芳広少子化対策局長、
横田淳一福祉政策課長、藤岡麻里地域包括ケア課長、岸田正寿高齢者福祉課長、
鈴木康之障害者福祉推進課長、黛昭則障害者支援課長、
石井哲也福祉監査課長、大熊誉隆少子政策課長、松井明彦こども安全課長、
鈴木健一こども安全課児童虐待対策幹、田島優子社会福祉課副課長

[総務部]
松澤純一学事課長

[県民生活部]
小川美季男女共同参画課長

[保健医療部]
黒澤万里子健康長寿課長

[産業労働部]
柳沢禎人人材活躍支援課副課長、仲田孝幸多様な働き方推進課副課長

[都市整備部]
中村克住宅課長

[教育局]
石原雅樹財務課副課長、村外伊宏義務教育指導課副課長、
内河大和生涯学習推進課主席社会教育主事、塩崎豊人権教育課長

[警察本部]
村越俊文少年課長

会議に付した事件

子育て支援について
児童虐待防止対策について

山口委員

- 1 令和2年から令和4年にかけて、フードパントリーの数が10か所から58か所へと増加したことは良いことであるが、食材の確保が課題となっている。フードパントリーの安定した食材の確保に向け、企業とのマッチングなど、具体的にどのような支援を実施しているのか。
- 2 12ページに「(6) 児童養護施設退所児童の大学等進学率の推移」とあるが、県では児童養護施設退所児童の大学等進学率の目標値を設定しているのか。
- 3 14ページの「イ 児童相談所の体制強化」に一時保護の実施とあるが、新聞報道によれば、児童福祉法改正案では一時保護について裁判官が判断することになるとのことだが、現在の一時保護の手順等を伺う。
- 4 14ページの「(ア) 警察との連携」について、情報共有のシステムの具体的な仕組みと共有件数を伺う。

少子政策課長

- 1 県では、フードパントリー団体が安定して食材を確保できるよう、例えば、活動に欠かせないお米を毎月500キログラム以上も寄附してくださる食品スーパーマーケットや、精肉、総菜、加工食品等を継続的に寄附してくださる企業をマッチングしてきた。また、企業と連携して県下一斉フードドライブキャンペーンを実施し、集まった食材をフードパントリー団体等に寄贈するなどの取組を行った。今後も、こうした取組を更に推進していきたい。

こども安全課長

- 2 本県の最上位計画である5か年計画に児童養護施設退所児童の大学等進学率を掲げている。令和3年12月定例会において議決された埼玉県5か年計画での目標値は令和8年度末で37%としている。

児童虐待対策幹

- 3 現行法においては、一時保護は児童相談所長の職権により行うこととなっている。また、保護者の同意を得て一時保護を行うこともある。現状では、一時保護開始から2か月間は、裁判所の許可を得ずに一時保護を行うことが可能である。
- 4 現在運用している警察との児童虐待情報共有システムは、県及びさいたま市がそれぞれ独自に運用している児童相談所システムから、児童虐待事案について、氏名・住所などの基本情報や安全確認に関する情報、過去の一時保護歴等の情報を自動的に抽出し、当該データを各警察署に配備されている専用端末から直接確認することができる仕組みとなっている。本システムは24時間運用しているため、警察署は児童相談所が閉まっている時間帯、例えば夜間や土日であっても、虐待情報を確認できるメリットがある。また、本システムによる共有件数は、昨年12月末時点で、さいたま市を含めて53,950件である。

山口委員

- 1 フードパントリーについて、大量の食材の寄附を受けるとなると輸送手段や保管場所

の確保が課題となると考えるが、県としてどのような支援を行っているのか。

- 2 児童養護施設退所児童の大学等進学率について、目標値を達成するためには更なる進学率の向上が必要となる。進学率の向上を図るために、県としてどのように取り組んでいくのか。
- 3 児童虐待情報共有システムの運用により、具体的にどのような効果があったのか。事例を含めて伺う。また、今後警察との連携をどのように図っていくのか。

少子政策課長

- 1 委員御指摘のとおり、輸送手段と保管場所の確保は、フードパントリー団体が円滑に活動する上で大変重要な課題であり、現場では非常に苦労していると聞いている。そこで、県では、フードバンクから定期的に輸送支援していただく運送会社をマッチングするなどの支援を行ってきた。その結果、二つの運送会社が分担して、八潮市にあるフードバンクの倉庫から県内30か所以上のフードパントリー団体へ毎月輸送していただくようになった。また、保管場所についても、県北地域のJAに働き掛け、大型倉庫を無償で貸与いただくなどの支援を行っている。フードパントリー団体の数は、今後も増加していくと予想されることから、円滑な物流体制を構築できるよう、県として全力で支援していく。

こども安全課長

- 2 児童養護施設の入所児童は、進学に際して親からの支援を期待することができない者が少なくない。そのため進学率を上げるためには、経済的な不安を払拭して勉強できる環境を整えることが重要である。例えば、高校生に対しては国の措置費で塾の費用も支弁されるが、高校1年生と2年生は月額20,000円、高校3年生は25,000円までとなっており十分とは言えない。そのため、本県では、平成30年度から措置費を上回った塾費用の全額や、措置費の対象とはならない大学受験料のうち上限60,000円までを、県単独で補助している。また、進学後は学費だけでなく、住居費や生活費の負担が大変大きい上に、施設の生活に慣れた児童の中には退所後に孤立感や不安を感じる方も多い。そのため、県では、月額約4,000円の低額の住居と支援員による相談・見守り支援を組み合わせた「希望の家」事業を実施している。現在、県内4か所で合計16部屋用意しているが、利用希望者が多くなっていることから、令和4年度からは4部屋増やし合計20部屋に拡大することを予定している。さらに、埼玉県社会福祉協議会が窓口となっている自立支援貸付事業も行っている。貸付の種類としては、原則進学者のみに月50,000円以内で貸し付ける「生活支援費」や、「家賃支援費」などとなっているが、これらは大学等を卒業後5年間就労することにより返済不要となるので、実質的には給付型に近いものとなっている。これらの取組を通じて、大学等進学率の目標値を達成できるように取り組んでいく。

児童虐待対策幹

- 3 児童虐待情報共有システムは、主に110番通報などで警察官が現場に出動する際に、児童の虐待情報の有無を把握するためなどに利用していると聞いている。具体的な事例として、「親に叩かれている子供がいる」という通報を受け、現場に警察官が出動したが、親はしつけと主張したケースがある。しかし、警察が本システムにより確認したところ、過去にもこの家庭で虐待による取扱い歴があることが分かり、養育態度が改善していないということで、速やかな一時保護につながったというものである。次に、今後

の警察との連携についてであるが、本県の警察との児童虐待情報共有システムは、令和2年1月に全国に先駆けて導入したシステムであり、厚生労働省や警察庁から視察を受け入れるなど全国的にも先進的なものである。また、警察からは現役警察官の出向を受け入れているほか、各児童相談所には2名ずつ警察官OBを配置している。さらに、各児童相談所では、管内の各警察署と定期的な打合せも行っている。システムの活用に加え、こうした人的なつながりも更に強化し、警察との連携、ひいては子供の安全確保を図っていききたい。

関根委員

- 1 1ページの「(1) 少子化の状況」について、合計特殊出生率が1.26で全国第41位、出生数については減少傾向で47,000人ということだが、これらの数値を埼玉県としてどのように認識しているのか。
- 2 保育所が不足して新設を急ぐ地域もあれば、充足している地域もあり、待機児童数の地域格差が広がっていると考え。今後は、保育所の新設のみならず、既存施設の充実や見直しが必要と考えるがどうか
- 3 7人に1人の子供が貧困状態にあるとのことだが、貧困率とはどのように定義されているのか。
- 4 ひとり親世帯の半数が貧困状態にある。様々な補助等を行っているにもかかわらず半数が貧困状態にあることについて、どのように考えているのか。また、今後どのように対応していくのか。
- 5 5ページの「ア 官民連携による結婚支援」について、県のマッチングシステムと市町村との関係はどのようになっているのか。連携は図られているのか。

少子政策課長

- 1 合計特殊出生率については、減少傾向が続いている上、全国平均を下回る状況であり、非常に厳しい状況だと認識している。出生数については、人口規模も大きいことから、全国第5位である。しかし、人口千人当たりの出生率は、全国第21位という状況である。合計特殊出生率の全国順位より出生率の全国順位は上位だが、減少傾向が続いているため、非常に厳しい状況であるという認識は変わらない。
- 2 令和2年度以降、半分以上の市町村で待機児童ゼロを達成するなど、保育の需要に格差が生じている。待機児童が発生しているのは主に県南部であり、約8割が国道16号以南という現状がある。県南部では、低年齢児の受入枠の不足や駅に近い保育所の需要の高まりなどが生じているため、地域差を踏まえて重点的に対応していく。また、既存の施設を有効活用している市町村の好事例の情報収集を行い、県内で共有していきたい。
- 3 貧困状態とは、厚生労働省の国民生活基礎調査における貧困状態にある割合、すなわち相対的貧困率を指している。平成30年の調査における計算では、可処分所得が127万円に満たない人の割合とされており、3食きちんと食べられない、塾に通いたくても通えない、部活動の道具が買えないなど、当たり前前の生活が営めない状態にあると考えられる。
- 4 ひとり親世帯の貧困率が高い要因として、特に母子家庭において非正規雇用の割合が高く、約半数がパートやアルバイトであることが挙げられる。児童扶養手当などの経済的支援だけでなく、生活を安定させていくために就労支援をしっかりと行っていく必要があると考えている。経済的支援、就労支援、相談支援など総合的に支援していく必要がある。

- 5 S A I T A M A 出会いサポートセンターは、県が直接運営しているわけではなく、市町村や企業も会員となり立ち上げた運営協議会が主体となって運営している。加入している市町村には、センターの利用者を拡大するための協力や事業の広報等を行っていた。また、市町村が独自に行っている婚活イベントなどの事業については、S A I T A M A 出会いサポートセンターと市町村が連携して、広報やイベントに必要な人員対応に関して協力している。地域でマッチングシステムを整備しているところもあるが、システムの連携はしていない。

関根委員

- 1 合計特殊出生率は全国第41位だが、千人当たりだと全国第21位になる。こういう数字ももっと公表すべきである。(意見)
- 2 平成17年から平成27年までは合計特殊出生率が伸びているが、景気が良くなっていた等の要因があるのか。
- 3 自分は「子育てするならさいたま市」という表現を多用している。埼玉県も県全体で「子育てするなら埼玉県」というキャッチフレーズの下、支援していくべきではないか。
- 4 保育所は県南では増えているが、減っている地域もあると聞く。今後、増やすべき地域と統合していくべき地域が生じてくると思うが、保育所の在り方を検討していくべきではないか
- 5 S A I T A M A 出会いサポートセンターの運営協議会には市町村も加入しているとのことだが、63市町村のうちどの程度なのか。また、加入していただくよう市町村へ働き掛けしているのか。

少子政策課長

- 2 平成17年以前は景気の悪い時期が続いており、団塊ジュニアが就職難などにより、結婚や出産を先送りにしていた。その後、平成17年から平成27年にかけて、団塊ジュニアの出産が増えたことが主な要因であると分析している。
- 3 埼玉県は子育て世代の転入者が全国で2番目に多い。子育てしやすいことが評価されている部分があると思う。一方で、そういったPRが十分出来ていない面もあると思うので、今後、PRしていく必要があると考えている。
- 4 これまでは待機児童対策がメインであり、待機児童が生じている市町村とのみ、対策に関する協議の場を設けていた。今後は、県北など待機児童が少ない地域の市町村とも話し合い、施設の在り方等について情報収集し、検討していく場が必要と考えている。
- 5 令和4年1月末現在で44の市町村が加入している。平成30年の26から増加している。今後は、全市町村に参加していただきたいと考えており、県全体として結婚支援を充実させていきたい。

橋詰委員

- 1 本年4月からの不妊治療の保険適用に伴い、不妊治療を利用する方も増えると思うが、埼玉県としてどのような相談体制を整備しているのか。
- 2 フードパントリーの現場から、活動を行うためには輸送支援や広域的な情報共有が必要との声を聞く。広域行政を担う県として、どのように支援していくのか。
- 3 昨年度から開始しているLINEによる相談窓口「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」について、一時期LINEが利用できなかったと思うが、これまでの相談件数や利用者数はどの程度か。

- 4 ケアリーバーへの支援として「クローバーハウス」を交流場所としているのは把握しているが、新たな拠点の拡充など、ケアリーバーへの支援を更に充実させる考えはあるのか。

健康長寿課長

- 1 不妊治療に関する相談は保健所で受けているほか、医師による面接の相談と助産師による電話の相談を行っている。医師による面接相談は埼玉医科大学に委託しており、毎週火曜日と金曜日の16時から17時30分に、予約制により対面で行っている。相談の内容としては、不妊治療に関する医学的な事項が中心であり、治療の内容や開始・継続に関する事、病院に関する事などがある。令和2年度は41件の相談があった。助産師による電話相談は、一般社団法人埼玉県助産師会に委託しており、毎週月曜日と金曜日の10時から15時に加え、第1、第3土曜日の11時から15時と16時から19時に行っている。相談の内容としては、治療に関する不安、悩み、パートナーや家族の事、病院に対する不満、治療の継続といった様々な相談に電話で対応している。令和2年度は245件の相談があった。

少子政策課長

- 2 県では、これまでも企業から大量の食材の寄附があった際には、広域的にマッチングするなどの支援を行ってきた。一方で、小ロットの食材や賞味期限が短い食品については、もう少し小さい地域の中でネットワークをつくって連携した方が円滑なマッチングにつながる。県がこれまで培ってきたノウハウ等を踏まえてアドバイスをを行い、地域ネットワークづくりを支援していきたい。

児童虐待対策幹

- 3 令和2年9月から開始し、令和3年3月末までに2,390件の相談があった。その後、LINE社のサーバー上の安全性の問題があり、今年度当初は一時運用を停止していたが、7月下旬から再開し、12月末までに955件の相談があった。相談実績を合計すると3,345件である。

こども安全課長

- 4 現在、「クローバーハウス」を週3回開所し、子供から直接話を聞くなど、交流の場として機能している。令和4年1月末時点の来所者数は700人を上回っている。今年度来所された方へアンケート調査を実施し、当事者の声を聞きながら今後の施策につなげていくとともに、今後のケアリーバーへの支援の在り方について検討していきたい。また、児童福祉法の改正に伴って、都道府県における社会的養護自立支援拠点の創設が法案に盛り込まれている。具体的な内容については、今後国が示すことになっている。児童福祉法上の事業の中身を見ながら、しっかりとケアリーバーへの支援ができるよう努めていきたい。

橋詰委員

- 1 本年4月から不妊治療が保険適用となるため、今でも5.5人に1人と言われている中で、今後母数は増えていくと思う。そういったときに、県として相談窓口を拡充したり、統一したりしていく必要があると思うがどうか。
- 2 「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」は相談受付時間が9時から21時となっている。

時間外の場合は、通常の電話相談と同じく、「相談可能な時間に相談してください」などのメッセージが表示されるものと思われる。そもそも電話では言いにくい内容のため、門戸を広げ、ハードルを下げるために、LINEによる相談を開始したわけであり、本来は24時間365日受け付けられるようにすべきと考える。相談受付時間の拡充についての考えを伺う。

健康長寿課長

- 1 委員御指摘のとおり、本年4月から不妊治療が保険適用となり、相談内容についても多様化することが見込まれる。今後の相談状況を見ながら、相談を受ける体制や方法などについて検討していきたい。

児童虐待対策幹

- 2 現在、本県のLINE相談の受付時間は、平日は9時から21時まで、土日祝日は9時から17時までとなっている。他都県の状況を見ると、東京都は、平日は23時まで、土日祝日は本県と同じ17時までとなっている。神奈川県は21時までとなっており、自治体により様々であるが、24時間開設しているところはないという状況である。委託業者に確認したところ、24時間開設となると相談員が日をまたぐ夜勤となり、帰宅せず泊まりの勤務が発生するため、人件費が大幅にアップするとのことであった。予算面の課題があることから、早期の24時間化は困難と考えている。なお、本県の場合、現在、21時以降に受けたメッセージに対しては、「現在相談時間外です」とのメッセージが通知されるとともに、「緊急の場合には189」という案内が出る仕組みになっている。休止時間帯のメッセージの改善については、委託業者とも相談して検討していきたい。

岡村委員

- 1 放課後児童クラブについては、保護者が安心して子供を預けられるよう環境を整備することが重要であり、放課後児童支援員に求められる専門性も高くなっている。放課後児童支援員の専門性の確保や質の向上について、県としてどのようなことに取り組んでいるのか。
- 2 放課後児童クラブの開所時間について、埼玉県ガイドラインに記載されている18時30分よりも長く開所している市町村を把握しているのか。
- 3 家族形態の一つにステップファミリーという形がある。例えば、お互いに子供を連れて再婚する場合であり、子供同士は新たに兄弟になる。親が異なるため、もしかすると愛情の注ぎ方が違って、上の子供は虐待されないが、下の子供だけが虐待されているといった事件も実際に起きている。虐待を受けた子供の心のケアはもちろん重要であるが、兄弟に対するケアはどのように行っているのか。
- 4 子供のときに虐待を受けていた方々からは、「親は悪くない。大変な中でも自分を育ててくれた」という言葉を聞く。親を悪く言う時期もあるが、それを越えると親は親だと思えるようになるとのことである。そういった中で、家族を再構築するためにも、虐待をしてしまった親への支援が大切になる。家族再統合プログラムの中に親への支援は盛り込まれているのか。また、今後県としてどのように取り組むのか。

少子政策課長

- 1 放課後児童支援員の資質向上のため、支援員の認定研修、新任研修、中堅者や障害児

担当職員の研修、管理者研修など、段階ごとに研修を実施している。また、クラブ全体の質の向上のため、放課後児童クラブにアドバイザーを派遣し、直接助言を行う事業を実施している。こうした研修やアドバイザー派遣により、放課後児童支援員の資質の向上に一層努めていきたい。

- 2 18時30分以降に開所している放課後児童クラブについて、手持ちの資料では市町村数は不明である。なお、令和3年度の調査では1,638の施設が18時30分以降に開所している。

児童虐待対策幹

- 3 学校においてはスクールカウンセラーなどが配置されており、児童本人からの申出があれば支援している。また、親自らが兄弟間で差をつけてしまっているなどの悩みが児童相談所に寄せられた場合には、児童心理司等が丁寧に支援するなど対応していきたい。
- 4 委員御指摘のとおり、虐待をしてしまった親への支援は不可欠である。子供のケアも大切だが、虐待は親がするものであり親への支援を欠いてしまうと、児童虐待はなくなると考えている。そのため、虐待をしてしまった保護者については、基本的には児童福祉司が丁寧に対応している。また、例えば、施設に入所した後に退所して、家族再統合に向けて進む際には、個別支援計画である家族支援プログラムを作成し、保護者への支援を行っている。このプログラムは、最初は短期の外出、次に短期の外泊、そして長期の外泊と一つずつステップをクリアしていくことで、最終的には家族再統合につなげていくという形になっている。今後の取組としては、新年度予算にペアレントトレーニング事業に関する予算を計上させていただいた。市町村が取り組むペアレントトレーニング、つまり親支援の研修に対して県が補助するものである。こういった事業も活用し、各市町村においても親支援を進めていただくよう取り組んでいきたい。

岡村委員

- 1 虐待を受けている児童の兄弟への心のケアについて、児童が小さければ小さいほど、児童自らがSOSを発信することは難しい。学校や地域での習い事の間などにより広域で連携し、兄弟を含めた児童を幅広く支援する観点が必要だと考えるがどうか。
- 2 例えば、アルコール依存症の場合には当事者会の活動がある。同じ立場にある人が自分の思いなどを共有できる場があることは重要だと考える。児童虐待をしてしまった親への支援においても、そのような活動を後押ししている市町村や民間団体があるため、県としても支援してほしいと考えるがどうか。

児童虐待対策幹

- 1 委員御指摘のとおり、幼児など自ら訴えることができない児童をどうケアするかは非常に重要な課題である。そのためには、ふだんから子供に接している幼稚園や保育所、学校教員などが気付きを持つことが不可欠である。福祉部としては、県教育局と連携した教員等への研修や、私立幼稚園連合会と連携した研修も行っている。さらに、児童虐待防止サポーター研修を行い、民生委員・児童委員やスクールガードの方など様々な地域の方と連携し、子供の心のSOSに気付いてもらう取組を進めている。
- 2 当事者の集まりはピアカウンセリングと呼ばれており、委員の御指摘はこれに該当すると考える。県においても、一部の児童相談所でそういったプログラムに取り組んでいる。また、今後、国の行う児童福祉法改正等の中で、ピアカウンセリングの導入なども盛り込まれるようである。詳細はまだ示されていないが、国の動向も注視していきたい。

水村委員

- 1 コロナ禍における子ども食堂の運営状況について把握しているのか。
- 2 コロナ禍における子供の居場所づくりや、その運営上の課題について、県としてどのように認識しているのか。

少子政策課長

- 1 県の調査では、コロナ禍によって活動内容を変えた居場所がほとんどである。内容としては、お弁当配布に切り替えたところが41%、休止・一部休止が48%となっている。
- 2 子ども食堂等の子供の居場所は、単にご飯を食べるだけでなく地域の中の交流の場となっているが、コロナ禍によってそうした交流ができなくなっているという課題がある。また、お弁当配布が増えたことで、お弁当パックの費用がかさむという声を聞いているため、そうした物資を寄附してくれる企業とのマッチングを進めている。

水村委員

- 1 子ども食堂を含めた子供の居場所における新型コロナウイルス感染防止対策については、どのように取り組んできたのか。感染防止器材の配布や補助金の交付などはあるのか。
- 2 コロナ禍の中、子供の居場所を800か所にするという目標に向け、箇所数はどのように変化したのか。また、目標達成に向けてどのように取り組んできたのか。

少子政策課長

- 1 子供の居場所で必要なマスクや消毒液等の衛生用品を寄附してくれる企業とのマッチングを行っている。あわせて、埼玉県社会福祉協議会の「こども食堂応援基金」において、感染症対策のための衛生用品も補助対象としている。また、ソフト面として、衛生管理の専門家を「こどもの居場所づくりアドバイザー」として派遣したほか、小児科専門医を講師に招いた研修などを行った。
- 2 子供の居場所の数は、令和2年2月末の388か所から令和3年2月末の380か所とコロナ禍によって微減していた。一方、令和3年10月には456か所と増えてきている。増加した要因としては、感染防止対策と居場所づくりの両立ができてきたためであると考えている。今後も800か所の目標に向けて、感染防止対策もしっかり行いながら取り組んでいく。

水村委員

子ども食堂などの子供の居場所は貧困世帯の子供が通う場所という印象付けがなされることなく、多世代交流拠点として、その役割が位置付けられることを期待しているが、県の見解を伺う。

福祉部長

県としても、子供の居場所が「誰でも食堂」のような存在となり、重層的な支援の場になってほしいと考えているが、大前提は運営者の方の「思い」である。県としては、そうした思いを大切にしながら取り組んでいくべきと考える。

石川委員

- 1 S A I T A M A 出会いサポートセンターの出張登録会の実績について伺う。また、同センターの登録者の中で、企業会員の社員で登録している人と、個人で登録している人の内訳はどうか。
- 2 潜在保育士の再就職支援について、10時間以上20時間未満の就職準備金の貸付けと、20時間以上の就職準備金の貸付けの直近の実績を伺う。また、返済免除となるには2年間、県内の保育所で勤務することが必要であるが、2年に満たずに返済しなければならなかった方はどの程度いるのか。

少子政策課長

- 1 出張登録会の実績は、令和3年7月から令和4年1月までで53回実施し、356人が来場している。登録者の内訳であるが、登録する際にはあくまでも個人として登録している。登録料を割り引く際に企業会員の社員であることは確認するが、データとしては整理していないため、登録者の内訳は把握していない。
- 2 令和3年度、週20時間未満の短時間の保育士への就職準備金の貸付実績は27件、20時間以上の保育士への就職準備金の貸付実績は78件となっている。返還の実績は、20時間以上の就職準備金の貸付けについては、平成28年度からの累計で4件となっている。短時間については今のところ、返還となった事例はない。

石川委員

- 1 出張登録会で356人が来場されたとのことだが、実際に登録に結び付いた方は何人いるのか。
- 2 企業会員の社員は登録料が16,000円から11,000円に割り引かれている。その違いにより数を把握できないのか。
- 3 20時間以上の保育士に対する貸付実績が多いため、令和4年度はこちらに力を入れていくことと思うがどうか。

少子政策課長

- 1 出張登録会の場ですぐに登録する方もいれば、自宅に帰ってからオンラインで登録する方もいるため、情報が集めにくい上、個人情報に関係もあり、県では把握していない。
- 2 登録をする際には会員企業の社員かどうかは確認しているが、個人情報の関係で記録はしていないため、数の把握はできない。
- 3 短時間の潜在保育士も含めて、復職支援の強化を図っていきたい。具体的には、潜在保育士の掘り起こしを進めるとともに、その方たちが不安なく就職できるように、再就職に当たっての就職支援や復職支援プログラムの実施、就職準備金貸付による負担軽減により支援していきたい。

石川委員

S A I T A M A 出会いサポートセンターについては、どこに力を入れれば登録者が増えると考えているのかを確認したかった。浦和区、本庄市、坂戸市の各センターともおおむね午後の開所で時間に偏りがある。1か所だけでも午前中のところがあれば、登録者が増えるのではないかと。また、出張登録の会場ごとに登録者数が分かれば、どの地域に出張登録会を増やすべきか分かるのではないかと。地域や男女により登録者数に差があるため、実績を見極めることが必要だと考えるがどうか。

少子政策課長

現在、力を入れているのはオンラインでの登録や相談である。場所の制約がなく、時間を取らずにできるようにしている。このようなツールの整備は強化しているが、SAITAMA出会いサポートセンター自体を知らない人もまだまだ多い。今後は市町村、経済団体、企業に協力を依頼して広報に力を入れたい。

柳下委員

- 1 女性の就業率について、本県のM字カーブの底は上昇しているが、全国平均に比べて低い。M字の底を上げるために、これまでどのような対策を行ってきたのか。また、今後の見通しはどうか。
- 2 男女の賃金格差をなくす取組はジェンダー平等の観点からも重要である。企業に賃金格差の実態を公表させることなどについて国への要望を行わないのか。
- 3 7人に1人の子供が貧困状態である。また、母子世帯の半数が貧困状態にある。これらのことについて、県はどのように分析しているのか。また、どのような対策を講じているのか。
- 4 先ほど全国で2番目に子育て世帯の転入が多いとの発言があった。経済的にはどのような世帯の方が転入してきているのか。また、地元の所沢市の駅近くの一等地には多くの高層マンションが建っており、高齢者ではなく若い子育て世帯が入居している。若い子育て世帯が転入してくることで、県税収入が上昇することもあると考えるが、この状況を県はどのように見ているのか。
- 5 ひとり親世帯の転入状況はどうか。
- 6 71人以上の大規模学童は9市町25クラブあるが、その解消に向けて県としてどのように取り組んでいるのか。

人材活躍支援課副課長

- 1 まずは仕事を辞めなくて済むように、働きやすい環境の整備が必要であると考えている。そこで、テレワークや短時間勤務などを取り入れている多様な働き方実践企業の認定を行うなど、働き方改革を推進している。また、出産や子育てで一旦退職を余儀なくされた女性に対する復職支援も重要である。復職支援としては、埼玉県女性キャリアセンターにおいて個別相談や就職支援セミナーなどを行い、一人一人に寄り添った支援を行っている。次期5か年計画で女性の就業率の向上を目標として掲げている。令和2年の埼玉県の30代女性の就業率は71.6%であったが、次期5か年計画の最終年度である令和8年には令和元年の全国平均である75.1%まで上げることを目標としている。
- 2 同一労働同一賃金が施行されており、男女の賃金格差には、勤続年数や企業内での役職など様々な要因があると考えている。女性が働き続けられるような働きやすい環境整備や管理職研修などを行い、男女の賃金格差の解消に努めていきたい。また、国への要望については今後検討していきたい。

少子政策課長

- 3 母子家庭の非正規雇用の割合が高いことが課題となっている。自立支援として就労支援を大きな柱として行っていくほか、児童扶養手当や貸付けなど経済的支援を総合的に行っていく必要がある。

- 4 埼玉県に転入される家庭に関する経済的な状況については、具体的な統計を持ち合わせていない。埼玉県に転入されている方の中には、貧困の家庭もあれば、高額なマンションを買う方もおり、色々な家庭があると思う。そういった色々な家庭に応じて総合的に対策を充実させていきたい。
- 5 ひとり親世帯の転入者に関するデータはないが、転入された方が安心して生活できるよう、資格取得などの就労支援や経済的支援、相談支援などを総合的に行っていく。
- 6 県では71人以上の大規模クラブがある市町村を直接訪問し、状況を確認の上、解消に向けて今後の取組をお願いしている。運営費補助金の交付申請の際に解消計画を検討していただいております。順次新設整備や改修整備を行うなどして、解消していただきたいと考えている。今後も市町村と連携して大規模クラブの解消に努めていきたい。

小久保委員

児童相談所の体制強化として児童福祉司の増員が挙げられているが、今年度の実数は何名か。その上で来年度、配置基準や定数はどう変化するのか。

福祉政策課長

令和3年4月1日時点での実数は253名であり、配置基準は300名である。配置基準が変わる令和4年4月1日には359名となる。定数は令和4年度の組織定数改正で増員し、292名から316名となる。令和4年4月については、今年度実施した福祉職の採用試験と児童福祉司の採用選考による採用を行うが、定数までは届かない状況にある。

小久保委員

配置基準と定数、定数と実数の間にはそれぞれかい離があるが、どのように考えているのか。

福祉政策課長

配置基準どおりの人員配置を目指しているが、児童福祉司の採用に当たっては東京都の特別区など近隣自治体と競合しており、採用予定数を満たすことが厳しい状況にある。なるべく早期に配置基準を満たすよう取り組んでいく。

小久保委員

昨年度、本県における虐待相談対応件数は13,661件であったのに対し、児童福祉司の実数は241名であった。1名当たりの対応件数は56.7件となり、全国で4番目の多さになっている。児童福祉司の負担軽減を行うために設定されているのが配置基準なので、達成しなければ意味がない。本県では、今後、配置基準イコール定数となる予定はあるのか。あるいは配置基準イコール定数にならないまま追いかけていくことになるのか。

福祉政策課長

児童福祉法施行令に基づく配置基準であるので、配置基準が配置すべき児童福祉司数と考えている。そこを目指して、定数については関係部局と調整し、採用についてもしっかり取り組んでいきたい。